

自転車安全利用に係る協賛企業等募集要項

平成 27 年 10 月 29 日 27 青総交第 356 号
改正：平成 27 年 12 月 1 日 27 青総交第 430 号
改正：平成 31 年 3 月 25 日 30 青総総第 782 号
改正：令和 4 年 3 月 16 日 3 都安総総第 543 号
改正：令和 5 年 1 月 18 日 4 生安総第 754 号

1 事業名

「自転車安全利用宣言証」等協賛制度

2 事業内容

東京都生活文化スポーツ局の発行する「自転車安全利用宣言証」（別添 1 参照）又は「東京都自転車安全学習アプリ合格証」（別添 2 参照）を交付された方に対する各種サービスの提供をお願いできる協賛企業等を募集します。

協賛いただいた企業等につきましては、東京都の「自転車安全利用協賛企業等」として認定いたします。

3 協賛企業等の募集時期

当分の間、随時受付いたします。

4 申込方法

「自転車安全利用協賛企業等申込書」（別紙 1）により、東京都生活文化スポーツ局にメール等でお申し込みください。

（店舗又は事業所の所在地は、都内外を問いません。）

東京都生活文化スポーツ局で受理後、内容を審査し、諾否の通知をいたします。

5 協賛企業等の公表

決定次第、公表します。

6 自転車安全利用宣言証を交付する対象者

- (1) 東京都が実施する「自転車安全利用 TOKYO セミナー」※ 1 の受講者
- (2) 東京都が実施する「自転車シミュレータ交通安全教室」※ 2 の受講者
- (3) 他機関の主催する交通安全教室等で上記 (1) (2) に相当する内容を受講したと東京都が認めた方（ただし、事前に講習会等の主催者からの申請を要するものとします。）
- (4) その他「自転車安全利用宣言証」に記載されている宣言の趣旨にご賛同いただける方

- 7 東京都自転車安全学習アプリ合格証を交付する対象者
東京都が配信する「東京都自転車安全学習アプリ」※3の効果測定合格者

- 8 「自転車安全利用宣言証」及び「東京都自転車安全学習アプリ合格証」の発行予定数
 - (1) 自転車安全利用宣言証
平成27年4月に交付を開始しており、毎年約2万枚程度を交付予定
 - (2) 東京都自転車安全学習アプリ合格証
令和5年2月に配信予定。令和6年度末までに10万件程度を発行予定

- 9 サービス提供の方法
 - (1) 「自転車安全利用宣言証」の交付を受けた方、「東京都自転車安全学習アプリ合格証」を保有している方に対して、同宣言証等の提示等により何らかの特典を付与する方法によることとします。
 - (2) 自転車安全利用宣言証には、同宣言証に氏名及び宣言日の記載があるものを対象とします。
 - ※ 提供サービスの例
 - ・東京都自転車安全学習アプリ合格証を店舗で提示された方に対して特定商品の割引
 - ・宣言証を店舗で提示された方に対して自転車の無料点検

- 10 提供されるサービス内容の審査
 - (1) サービス内容については、申込み受理後に東京都生活文化スポーツ局で審査し、可否を応募者に通知いたします。
 - (2) 協賛企業等が提供するサービス内容について、次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受理いたしません。
 - ア 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある内容を含む場合
 - イ 東京都の信用又は品位を害すると認められる場合
 - ウ 第三者の利益を不当に害すると認められる場合
 - エ 特定の政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に関するもの
 - カ 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が提供する場合
 - キ その他、自転車安全利用を推進する趣旨に鑑みて、不適當であると東京都が認める場合

11 協賛企業等

(1) 認定

協賛企業等については、「自転車安全利用協賛企業等」として公表させていただくともに、提供されるサービス内容等について広報を行います。

また、協賛企業等であることを示す認定証及びステッカーを交付いたします。

(2) 認定の取消し

協賛企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

ア 道路交通法及びその他関係法令等に関し重大な違反があったとき。

イ 社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

ウ 協賛企業等の提供するサービス内容が 10（2）に該当すると判明したとき。

(3) 認定ステッカーの返納

認定取消通知を受けた企業等は、速やかに認定証及び認定ステッカーを返納してください。

12 その他

協賛企業等が提供するサービス内容を変更又は中止する場合は、原則として変更等の約 1 か月前までに「自転車安全利用協賛内容等変更・中止届」(別紙 2)により、東京都生活文化スポーツ局に届け出ることとします。

その他、協賛制度について疑義が生じた場合は、東京都生活文化スポーツ局と協議して定めることとします。

東京都は、協賛企業等が提供するサービス内容（商品等）に関しては、一切責任を負いません。

13 問合せ先

東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部 総合推進課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都庁第一本庁舎北 34 階

電話 03-5388-3124

メール S1120301@section.metro.tokyo.jp

※1 自転車安全利用 TOKYO セミナー

東京都では、自転車利用者による交通ルールの習得、保護者や事業者による安全教育、事業者による通勤自転車の放置防止対策などの取組を支援することを目的に、平成 26 年度から自転車安全利用 TOKYO セミナーを実施しています。(セミナーの開催状況等につきましては、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課のホームページ等を御覧ください。)

※2 自転車シミュレータ安全教室

子供から高齢者まで、自転車の交通ルールを楽しみながら、分かりやすく習得できる自転車シミュレータを活用し、区市町村や学校、大規模店舗事業者と協働して交通安全教室を開催しています。

※3 東京都自転車安全学習アプリ

生活文化スポーツ局では、自転車安全利用教育を推進するため、自転車走行シーンをVRで再現し体験学習が可能なスマートフォン等向けのコンテンツを制作し、令和5年2月に配信予定です。

自転車安全利用宣言証

私は、ルール・マナーを守り
自転車の安全利用に努めます
年 月 日

氏名 _____
上記宣言を認めます

 東京都
電話 03-5388-3124

東京都 自転車安全利用宣言証

自転車安全利用宣言証（表面）

※星の数は1つ、2つ、3つの3種類

自転車を安全に利用するために

① 車道の右側通行禁止
② 飲酒運転・夜間の無灯火・放置等の禁止
③ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
などのルール・マナーを遵守します。

東京都自転車安全利用条例により、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入する必要があります。

ロゴマークに込められた想い：タロアウト氏（キャラクターアーティスト）
自転車利用者が、思いやりの気持ちを持つことで、安全利用につながれば

自転車安全利用宣言証（裏面）

※3種共通



東京都自転車安全学習アプリ合格証
(イメージ図)

【記 載 例】

申込日 令和 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局 行

企業・団体名 ○○○○・・・・

代表者・役職名 ○○○○・・・・

自転車安全利用協賛企業等申込書

東京都生活文化スポーツ局が発行する「自転車安全利用宣言アプリ合格証」の趣旨に賛同し、協賛企業等として申請いたします。

- 宣言証・アプリ合格証両方に協賛いただける方
⇒ 両方にチェックして下さい。
- アプリ合格証のみ御協力いただける方
⇒ 合格証のみチェックして下さい。
- 宣言証のみ御協力していただける方
⇒ 宣言証のみチェックして下さい。
これ以下の項目（連絡先以外）記載不要です

企業・団体名	株式会社 ○○○○
特典付与の対象	以下のいずれかをチェックして下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都自転車安全学習アプリ合格証
【アプリ合格証】特典内容	以下のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証の内容と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他 当社の商品○○○を、東京都自転車安全学習アプリ合格証をお持ちの方に○割引で販売します。 協力可能店舗数（○店舗）
【アプリ合格証】特典を受ける方法	以下のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証の方法と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他 インターネットで購入する場合、合格証のスクリーンショットをメールにて送信していただければ、会計時○割引致します。
サービス提供の要件として 合格証のスクリーンショットの提示、もしくは本人によるアプリの起動による提示等、条件がある場合はこちらにご記入下さい。	
特典実施期間等	東京都自転車安全学習アプリ公開日から対応いたします。
担当者連絡先	所属：○○課○○係 担当者：東京太郎 電話：03-1234-5678 住所：〒163-8001 東京都新宿区○町 メール：○○○@○○○・・・・

申込日 令和 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局 行

企業・団体名

代表者・役職名

自転車安全利用協賛企業等申込書

東京都生活文化スポーツ局が発行する「自転車安全利用宣言証・東京都自転車安全学習アプリ合格証」の趣旨に賛同し、協賛企業等として申し込みます。

企業・団体名	
特典付与の対象	以下の両方又はいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証 <input type="checkbox"/> 東京都自転車安全学習アプリ合格証
【アプリ合格証】 特典内容	以下のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証の内容と同じ <input type="checkbox"/> その他 協力可能店舗数（ ）
【アプリ合格証】 特典を受ける方法	以下のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証の方法と同じ <input type="checkbox"/> その他
特典実施期間等	
担当者連絡先	所属： 担当者： 電話： 住所：〒 メール：

変更・中止 申出日 令和 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局 行

企業・団体名

代表者・役職名

自転車安全利用協賛内容等変更・中止届

東京都生活文化スポーツ局が発行する「自転車安全利用宣言証・東京都自転車安全学習アプリ合格証」の協賛企業等として申し込みました内容等について 変更・中止 いたしますので届け出ます。

企業・団体名	
特典付与の対象	以下の両方又はいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 自転車安全利用宣言証 <input type="checkbox"/> 東京都自転車安全学習アプリ合格証
協賛申込日	
変更・中止をする日	
変更・中止をする内容	以下にいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 全ての特典を中止する <input type="checkbox"/> 一部の特典を中止する 中止する特典内容 <input type="checkbox"/> 特典内容を変更する
変更・中止の理由	
担当者連絡先	所属： 担当者： 電話： 住所：〒 メール：

